

平成23年2月10日
理事・副学長 松本 洋一郎
理事 江川 雅子

東京大学へ寄附を受ける際のガイドライン

東京大学へ寄附の意思を表明した人（法人・団体を含む）について、その寄附が反社会的及び東京大学にとって不利益となるような目的（脱税行為、売名行為、宗教行為、暴力団との関係、法人等のビジネスに直結する行為、法人等の学生就職に直結する行為など）の可能性があると認められた場合の取扱いを次のとおり定める。

なお、その可能性の有無の判断に際し、「寄附受入れチェックリスト」を活用する。

記

1. 寄附受入担当者（教員及び職員）は、上記のような疑義の可能性があると認識した時は、寄附の意思を表明した人（法人・団体を含む）に関する情報を収集して、各部局長（東大基金は渉外本部長）に受け入れるべきかどうか相談する。なお、各部局長（東大基金は渉外本部長）は、寄附受入担当者（教員及び職員）に更なる調査を命じる場合がある。
2. 各部局長は、寄付講座・寄付研究部門及び寄附金に関して、収集した情報に基づき東大にとってリスクがあると判断した場合には、研究推進部と相談し、研究担当理事の了解を得て、その寄附を謝絶することができる。なお、その際、研究推進部は必要に応じて法務課へ相談する。
3. 渉外本部長は、東大基金に関して、収集した情報に基づき東大にとってリスクがあると判断した場合には、法務課と相談し、その寄附を謝絶することができる。

(別紙) 寄附受入れチェックリスト

(別紙) 寄附受入れチェックリスト

1. 大学の業務・方針への影響

- ① 教育研究内容への不当な介入を許すものではないか
- ② 入試、成績認定、就職支援など学生の取扱いの公正さへの疑念を惹起しないか
- ③ 人事の自主性、公平に影響を及ぼさないか
- ④ 調達、発注、事業者選定などにおける公正な競争を妨げないか
- ⑤ 教育研究機関としての社会的信頼に影響を及ぼさないか

2. 寄附の条件、目的、使途

- ① 寄附の対象が寄附者への利益または便宜の供与となっていないか
- ② 脱税を含む違法行為の可能性はないか
- ③ 金利リスク、外国為替リスク（日本円以外の通貨による寄附の場合）はないか
- ④ 寄附に関する覚書、合意文書などがある場合、法務課などのチェックを経ているか

3. 寄附者の属性

- ① 寄附者の事業内容の社会的認知に懸念はないか
- ② 寄附者への利益または便宜の供与となっていないか
- ③ 寄附者の財政状況は寄附に見合わないものではないか
- ④ 寄附資金形成過程に特段の懸念はないか
- ⑤ 寄附者による過去の寄附実績などに特段の問題はないか

4. 寄附者との当該寄附以外の契約、取引、約束などを含めた総合的関係

- ① 総合的関係を一体として捉えた場合に上記のような懸念を惹起しないか

5. 寄付講座及び寄付研究部門

- ① 寄付講座等の設置及び運営は、本学における教育研究の進展及び充実を目的とし、学術に関する社会的要請その他の諸条件の変化への対応並びに教育研究体制における流動化、国際化、学際化及び公開化の推進に配慮して行うものとする。
- ② 寄付講座等の設置及び運営にあたっては、本学の主体性が確保されるよう十分に配慮するものとする。